

郵便往復はがき

2 3 1 0 0 1 3



見本

横浜市資源循環局
産業廃棄物対策課 行

横浜市中区住吉町 1-13
松村ビル 8階



PCB含有電気機器の保有に関する調査票

本調査票は、自家用電気工作物を設置している
該当建物の所有者の方に送付しています。

使用していない変圧器や コンデンサ等はありませんか？



これらの使用していない電気機器に高濃度PCB
(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている場合は
令和4年3月31日までに処分する必要があります。
(処分しない場合は罰則**の対象となります)

- 通電中の電気設備内を調査する場合は感電のおそれがあるため、**電気主任技術者に必ず相談**してください。
- 使用していない電気機器に PCB が含まれていた場合**届出等**が必要です。
- 大変重要な調査**です。お忙しいところ申し訳ありませんが、調査にご協力ください。なお、回答が無い場合は**再度の調査票送付、電話による督促、立入調査等**を行うことがあります。

回答期限：令和2年5月22日(金) 必着

※調査の詳細は横浜市資源循環局のホームページをご覧ください。

横浜市 PCB 含有電気機器



※改善命令に違反した場合

⇒三年以下の徴役若しくは千万円以下の罰金又はその併科

郵便往復はがき



見本



横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル 8階
横浜市資源循環局産業廃棄物対策課

TEL 045-671-2884

2513

2310013

PCB含有電気機器の保有に関する調査票

調査票回答手順

- ①保護シールを剥がす(シールは再利用します)。
- ②記入者情報及び設問事項を記入する。
(所有建物情報に誤りがある場合は修正する。)
- ③剥がした保護シールを再度貼り付ける。
- ④返信用はがきをポストに投函(郵送)する。

情報保護シール貼付

調査 No.	0000
建物名	
建物住所	
記入者情報	
記入年月日	令和 年 月 日
記入者氏名	
電話番号	

情報保護シール貼付

以下の設問について、該当する答えに○印をつけてください。

設問1

使用していない変圧器・コンデンサ等を保管していますか。

保管している 保管していない

設問2 (設問1で「保管している」と回答した方)

保管している変圧器・コンデンサ等はPCBが含まれていますか。

含まれている 含まれていない 不明

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。